



Title	「満州国」と日本の帝国支配：植民地朝鮮との構造 連関を中心に
Author(s)	田中，隆一
Citation	大阪大学，2004，博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/45698
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていない ため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利 用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文につい てをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	田 中 隆 一
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 19044 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 16 年 10 月 21 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科史学専攻
学 位 論 文 名	「満州国」と日本の帝国支配—植民地朝鮮との構造連関を中心に—
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 猪飼 隆明 (副査) 教 授 村田 路人 京都大学人文科学研究所教授 山室 信一

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、これまでの「満州国」研究について、「満州国」の「傀儡性＝植民地性」を明らかにすることに重点が置かれ、その「国家性」については等閑視されてきた、また日本帝国主義による支配・収奪とそれにたいする「反満抗日」運動といった図式にもとづく研究の中で、民衆生活の中の日常的領域を政治史として分析するという視角が欠落していたとしたうえで、近代東アジアにおける帝國的支配秩序と近代主権国家システムとの重層構造の展開過程の中に「満州国」を位置づけることを通じて傀儡性＝植民地性と国家性（固有の法体系をもつ、あるいはもとうとする主体）とを統一的に把握する、また植民地権力によってもちこまれた「近代」が、「負の遺産」として解放後の社会にいかなる刻印を与えたのかを明らかにすることを通じて、「植民地的近代性」の本質を検討しようとするものである。400字詰め原稿用紙にしておよそ 520 枚の論文である。

第一章「『満州国』における憲法制定問題」および第二章「『満州国』治外法権撤廃と満鉄」、第三章「『在満大使館警察部』設置問題」は、「満州国」における統治機構（法体系）の形成過程をおもに扱っている。まず第一章は、とくに「満州国」建国一周年を期して設立された憲法制度調査会による憲法制定事業について、それは清朝遺臣および吉林省長熙洽を中心とする清朝復辟派の運動、すなわち皇帝独裁の強化、立法院の権限強化によって「満州国」からの日本側勢力を排除せんとする試みとして行われたこと、したがって憲法制定に一定の意義を見つけながらも清朝復辟を警戒する関東軍によってその試みは葬り去られたことを明らかにした。ついで第二章、第三章は、「満州国」治外法権撤廃ならびに満鉄付属地行政権移譲措置について、とくに課税権・産業行政権・警察権に焦点を合わせて、それを「在満行政機構改革」「満鉄改組」問題と関係づけ、「満州国」統治機構形成の根幹をなす問題として論じている。

第四章「『満州国民』の創出と『在満朝鮮人』問題」および第五章「『満州国』期ハルビン朝鮮人の対日協力」は、「満州国民」の創出への試みとその挫折を問題にしているが、まず第四章では、「満州国」治外法権撤廃以後の「在満朝鮮人」教育行政権の所在、「在満朝鮮人」の国籍、さらに徴兵制の「在満朝鮮人」への施行問題等をめぐる意見の対立を通して、「内鮮一体」と「五族協和」の二つの原則の対立の意味を問い、第五章においては、満州事変期から「満州国」の成立を経て日中全面戦争期における在満朝鮮人の活動をつぶさに分析して、都市下層社会の一角を形成していた在満朝鮮人が朝鮮人民会などの親日団体を通じて朝鮮独立運動や反満抗日運動の分裂工作を行ったことは事実だが、それは「在満朝鮮人」社会の大衆的基盤の上に成立したものではないことを明らかにした。

第六章「『満州国』下の満鉄と『日本海ルート』」および第七章「『満州国』と帝国日本の異法域統合」では、日本帝国の「異法域」である「満州国」の統治を問題にしている。先ず第六章は、日本本国と「満州国」を結ぶ最短距離のルートである「日本海ルート」が、日本本国・植民地朝鮮・「満州国」という三つの「異法域」にまたがることから生じる、とくに「満州国」と朝鮮総督府との対立、逆に「日本海ルート」の成立によって可能になった「東満経済圏」構想＝帝国再編プランについて検討し、第七章においては、不可避免的に発生する「異法域」にまたがる法律事件（「域外交渉事件」あるいは「異法域間抵触」）にたいして、日本帝国がいかなる対応を迫られたのか、このことについて「内外地関渉法」の制定・機能の問題として、また領事裁判所の植民地裁判所への上級審移管問題として、さらに「内外地司法統一問題」として検討している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、朝鮮近代史研究への関心から、新しい日韓研究への展望を志向する意欲に満ちた作品である。「満州国」を日本の朝鮮植民地支配との構造的連関のもとで把握することを通じて、「満州国」が朝鮮社会にもたらした影響を明らかにしようとする、そのために「満州国」を何よりも国家という形態をもつ、したがって固有の統治形態（法体系）をもつことを志向する主体として把握しようとしたが、これまでの研究においてはとくに不十分であった法体系・法構造についての研究に果敢に挑んだこと、この課題を実現するために、精力的に韓国・中国等の史料を博捜し、初出の根本史料を数多く提示しえたことの持つ意味は何よりも高く評価すべきである。また今後多方面に研究が発展する可能性を示すものになっている。しかし、一方で、これらの貴重な史料が必ずしも全面的に活かされる分析がなされているかといえ、未だその不十分さを感じざるを得ないし、そのために目的とする「満州国」と植民地朝鮮・日本との構造的認識においても十分に成功しているとは言い難いことを指摘しなければならない。

とはいえ、ここに見える弱点にもかかわらず、本論文の到達点と今後の発展の可能性への予感、本論文が十分に博士（文学）の学位の水準に達していることを示している。よって、本論文を博士（文学）の学位を授与するに値するものであると認定する。